

# 訪問看護 重要事項説明書

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

あなたに対する訪問看護の提供にあたり、平成 24 年 12 月 山形県条例第 72 号第 9 条に基づき当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (2) 運営方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援する。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケアの推進を図る。

## 2 職員の職種、員数及び職種内容

平成 28 年 3 月現在

区分	資格	常勤(人)	非常勤(人)	兼務	職務内容	計(人)
管理者	看護師	1		1	管理業務	1
訪問看護師	看護師	4		1	訪問看護業務	4
事務職員				1	訪問看護事務	1

## 3 営業日及び営業時間

平日	8:30~17:00
休業日	土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日) 緊急時は随時
24時間緊急時体制	休日及び時間外は、携帯電話への連絡となります。

## 4 訪問看護の提供方法及び内容

### (1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行なう。

### (2) 内容

健康状態の観察、健康相談

- ・血圧、体温、脈拍、呼吸の測定
- ・病状の観察と相談
- ・心の健康相談 など

### **日常生活の看護**

- ・身体清潔のケア(清拭、洗髪など)
- ・排泄のケア
- ・床ずれ予防及び手当
- ・療養環境の整備

### **在宅リハビリテーション看護**

- ・体位変換、関節などの運動
- ・日常生活動作の訓練(食事、排泄)

### **精神、心理的な看護**

- ・不安な精神心理状態のケア
- ・生活リズムの取り方
- ・社会生活への復帰援助
- ・事故防止ケア、服薬ケア

### **認知症の看護**

- ・認知症の介護相談
- ・悪化防止、事故防止の相談など

### **介護相談**

- ・病状、介護、日常生活に関する相談
- ・介護及び家族の精神的支援
- ・医療、福祉サービスの紹介など

5 利用料金

訪問看護 料金表

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

平成 28 年 3 月現在

【介護保険による場合】

種 類	内 容	金 額
利用者負担	30分未満の訪問	1回 4,630円 利用者負担割合(1割) 463円 (2割) 926円
	30分以上60分未満の訪問	1回 8,140円 利用者負担割合(1割) 814円 (2割) 1,628円
	60分以上90分未満の訪問	1回 11,170円 利用者負担割合(1割) 1,117円 (2割) 2,234円
複数名訪問看護加算	30分未満の訪問	1回 2,540円 利用者負担割合(1割) 254円 (2割) 508円
	30分以上の訪問	1回 4,020円 利用者負担割合(1割) 402円 (2割) 804円
加算時 (保険での規定)	夜間(18:00~22:00)	25%加算
	深夜(22:00~6:00)	50%加算
	早朝(6:00~8:00)	25%加算
	サービス提供体制強化加算	1回 60円 利用者負担割合(1割) 6円 (2割) 12円
	初回加算	3,000円 利用者負担割合(1割) 300円 (2割) 600円
	緊急時訪問看護加算	月 5,400円 利用者負担割合(1割) 540円 (2割) 1,080円
	特別管理加算	月 5,000円 利用者負担割合(1割) 500円 (2割) 1,000円
	特別管理加算	月 2,500円 利用者負担割合(1割) 250円 (2割) 500円
	ターミナルケア加算	20,000円 利用者負担割合(1割) 2,000円 (2割) 4,000円
保険外	エンゼルケア(希望時)	10,000円

訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はその1割又は2割の額とする。

【医療保険による場合】

種 類	内 容	金 額
基本利用料	要介護認定以外の訪問看護 (週3回まで)	1回 各医療保険の 負担割数額
		老人保健(定率制1割の場合) 1回目 1,300円 2回目以降 850円
	難病等の方の訪問看護 (回数制限なし)	医療受給者証により 自己負担 有・無
	複数名訪問看護加算	老人保健(定率制1割の場合) (週1回) 430円
	24時間連絡体制加算	月 2,500円 利用者負担割合 250円
	特別管理加算(重症度の高い者)	月 5,000円 利用者負担割合 500円
	特別管理加算(上記以外の者)	月 2,500円 利用者負担割合 250円
	乳幼児加算(3歳未満)	1回 5,000円 利用者負担割合 500円
	幼児加算(3歳以上6歳未満)	1回 5,000円 利用者負担割合 500円
<p>* 平成22年4月1日から健康保険法が改正され、利用者で高齢者(老人保険制度加入者又は70歳~74歳の方)の方が訪問看護ステーションから訪問看護を受けた時の基本料金は次のとおりになります。</p> <p>訪問看護に要する費用1割の方は、訪問看護ステーションから訪問看護を受けた場合、1回目につき1,300円。2回目以降は850円となります。尚、2割と明記された訪問看護に要する費用の方は、1回目につき2,600円。2回目以降は1,700円となります。</p>		

【医療保険による場合の保険外加算料金】

種 類	内 容	金 額
加算費用	2時間を越える訪問看護	
	営業時間内の1時間ごと	2,000円
	営業時間外の1時間ごと	2,500円
	夜間(18:00~22:00)	2,100円
	深夜(22:00~6:00)	4,200円
	早朝(6:00~8:00)	2,100円
	営業日以外の訪問看護	1回 8,000円
保 険 外	エンゼルケア(希望時)	10,000円
交 通 費	1kmにつき	30円
そ の 他	衛生材料等	実費相当額

6 通常の事業の実施地域

上山市、山形市

7 サービスの内容に関する相談・苦情窓口

利用者又は、その家族から相談又は苦情に対応する常設の窓口

山形県国民健康保険団体連合会

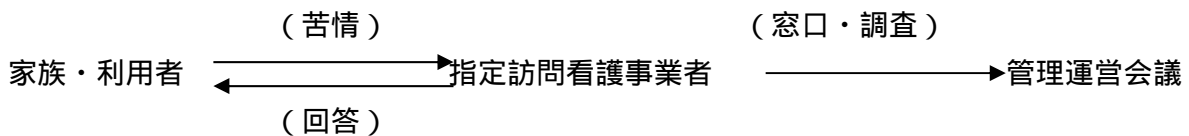
苦情相談窓口	山形県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理室
電話・FAX 番号	TEL 0 2 3 7 - 8 7 - 8 0 0 6 FAX 0 2 3 7 - 8 3 - 3 3 5 4
住 所	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地
相談受付時間	月～金曜日 午前9時～午後4時（祝日及び12月29日～1月3日までを除く）

介護保険担当課	山形市
電話・FAX 番号	TEL 0 2 3 - 6 4 1 - 1 2 1 2 FAX 0 2 3 - 6 2 4 - 8 8 9 9
介護保険担当課	上山市
電話・FAX 番号	TEL 0 2 3 - 6 7 2 - 1 1 1 1 FAX 0 2 3 - 6 7 2 - 8 5 2 2

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

苦情相談担当者	管理者：佐藤昌利
電 話 番 号	0 2 3 - 6 7 2 - 2 5 5 6
苦情受付対応時間	月～金曜日 午前9時～午後4時30分（祝日及び12月29日～1月3日までを除く）

円滑迅速に苦情処理を行うための当ステーションの処理体制及び手順



管理運営会議構成員      管理者      指定職員      事務職員

- ・市町村、関係機関から指揮・助言を受けた場合、必要な改善を行う。
- ・苦情内容、対応措置を検討し、再発防止に努める。
- ・苦情処理記録票を作成し整備する。
- ・職員の資質向上のため研修を行う。

8 事故発生時の対応

- ・利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、県市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・前項の事故の状況及び事故に関して取った処置について記録する。
- ・利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時の対応

サービス提供により緊急事態が発生した場合は、速やかに当該利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

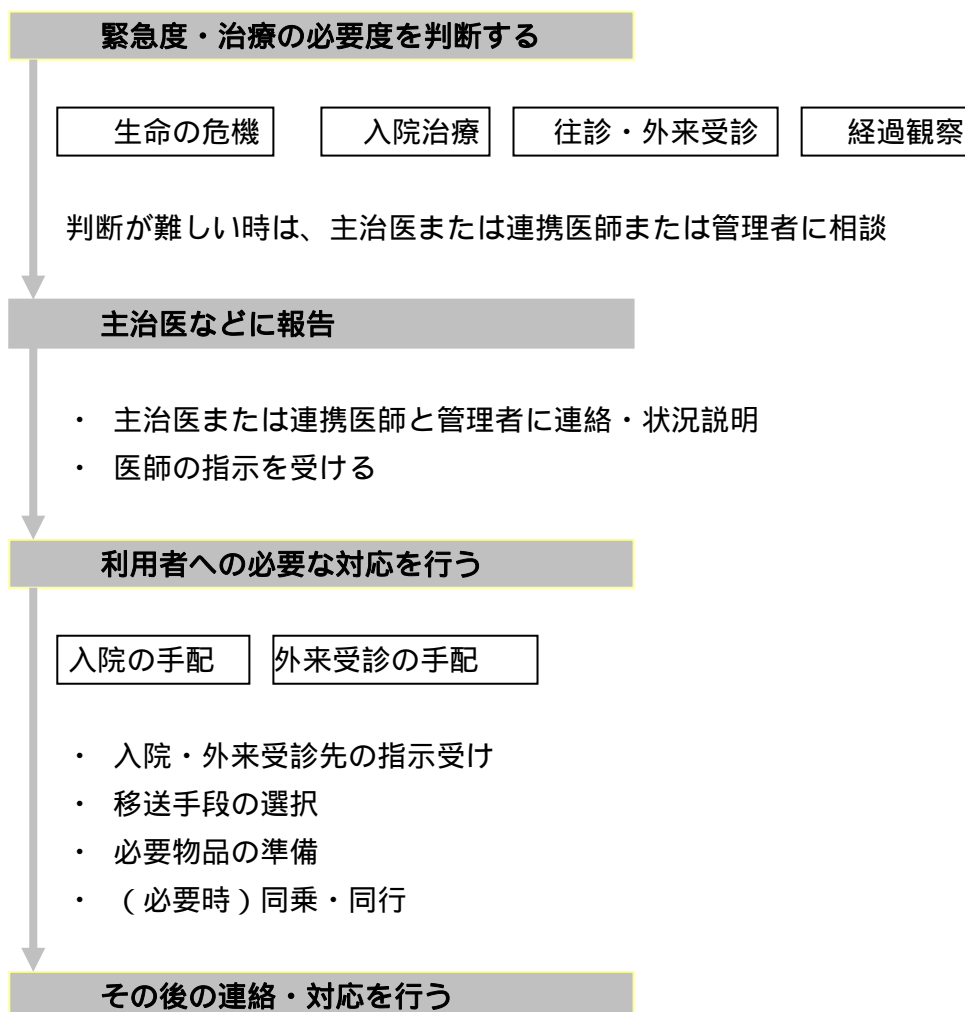
利用者の状態がどの程度なのか判断する

生命の危機（意識なし、呼吸なしなど）

即、入院治療が必要な程度の状態

往診・外来受診による検査・治療が必要な程度の状態  
経過観察でよい場合

以下の手順で対応



## 10 当事業所の概要

事業所名	社会医療法人二本松会		
事業者主	理事長：峯田武興		
所在地	〒999-3103 山形県上山市金谷字下河原1370		
電話番号	023-672-2556		
携帯電話番号	090-7336-6212	090-7336-6213	
介護保険指定番号	介護保険事業者番号 0661390013		

# 訪問看護 重要事項説明書

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

平成 年 月 日

私は重要事項説明書について説明を受け、その内容に同意しこれを受領しました。

利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印

説明者

事業者	所在地	〒999 - 3103 山形県上山市金谷字下河原1370		
	事業所名	上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」		
	説明者	管理者	佐藤昌利	印
		代行者		印

# 緊急時 訪問看護利用申込書

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

上山病院訪問看護

ステーション「あららぎ」管理者 殿

平成 年 月 日

緊急時訪問を、必要に応じて依頼したいので、申し込みいたします。		
利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印
利用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	



# 個人情報使用同意書

上山病院訪問看護ステーション「あららぎ」

## 1 使用目的

私及び家族の個人情報は、居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合は、使用することに同意します。

## 2 条 件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

上山病院訪問看護

ステーション「あららぎ」管理者 殿

平成 年 月 日

利用者	住所	〒
	氏名	印
代理人	住所	〒
	氏名	印
家族の代表者	住所	〒
	氏名	印